

答申第673号

平成30年2月14日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成29年6月6日付けで諮問された特定の対策基準に関する行政文書一部非公開の件（諮問第738号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の対策基準のうち、別表2に掲げるものを非公開としたことは妥当であるが、その余の部分については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年2月24日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、教育委員会における情報セキュリティに係る対策基準等に関する行政文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成29年3月10日付けで、教育委員会における情報セキュリティに関する対策基準（以下「対策基準」という。）、教育委員会のネットワークシステム運営の受託業者決定の経過が分かる文書、当該システムの維持管理費が分かる文書及び当該システム運営の契約書を対象文書として特定の上、対策基準は、教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしてそのすべてを条例第5条第4号柱書を理由に非公開とし、教育委員会のネットワークシステム運営の受託業者決定の経過が分かる文書、当該システムの維持管理費が分かる文書及び当該システム運営の契約書のうち、受託業者の担当者の個人名については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号を理由に非公開とし、また、受託業者の担当者の所属名等については法人の正当な利益を害するおそれがあるとして条例第5条第2号を理由に非公開とし、さらに、教育委員会ネットワークシステムの所在地等について、教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に非公開とする、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年4月21日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち対策基準をすべて非公開とした処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに当審査会での同人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 次の事実に照らし、対策基準を公開しても支障は生じないため、対策基準は、条例第5条第4号柱書には該当しない。

ア 総務省がインターネットで公開している、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、地方公共団体が情報セキュリティに係る対策基準を作成するための例文（以下「例文」という。）が示されており、各地方公共団体においても基本的にこれに近い形で情報セキュリティに係る対策基準が作られていると推察される。

イ 例文に似た項目立てのものを公開している地方自治体が少なからず存在する。

ウ 対策基準は、1万人以上いる神奈川県立学校教員が知りうるものであるから、秘匿性の高い情報とはいえない。

(2) 教育委員会が、生徒の成績や健康診断結果にかかわる個人情報を取扱っていることを考えれば、むしろ対策基準を公開し、不安や疑問を払拭すべきである。

(3) 仮に、教育委員会が対策基準を公開することによってセキュリティ維持に悪影響を及ぼす点があるとするれば、該当箇所をマスキングするなどすれば用が足りる。

(4) その他

非公開部分に関しては、単に「情報セキュリティ維持に悪影響がある」という漠然とした理由ではなく、どのような悪影響があるのかを明らかにすべきである。

4 実施機関（教育局総務室）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 対策基準のすべてを非公開とした理由

対策基準を公開することとした場合、次のような支障が生じるおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に該当するものとして、対策基準のすべてを非公開としたものである。

ア 対策基準を公開すると、情報資産の管理体制やセキュリティ対策等の機密性、完全性及び可用性を維持するために秘匿すべき情報が明らかになってしまうことで、外部からの攻撃者に対し、一定の手掛かりを与え、重要情報の外部への流出等教育委員会の情報セキュリティ維持に悪影響を及ぼすおそれがある。

イ 総務省が定めるガイドラインは、例文を示した一般的な指針であり、対策基準は教育委員会の個別具体的な取扱いを定めているものであるから、例文が公開されていることをもって対策基準を公開しても支障がないとは言えない。

ウ 教育委員会の教員には対策基準を秘匿する義務があることから、教員を含めて公開対象者が1万人を超えることを理由に秘匿性が高くないことにはならない。

エ 対策基準の公開に関しては、各地方自治体の判断に委ねられており、教育委員会においては、外部からの攻撃者に対し、生徒の成績等非公開とすべき個人情報を守ることを重視していることから、非公開とするものである。

(2) 対策基準に含まれる情報の個別の非公開理由

また、仮に前記(1)の理由により、対策基準のすべてを条例第5条第4号柱書に基づき非公開とすることが相当でないとしても、別表1に掲げる情報については、個別に同号柱書に該当するとして非公開とすべきものである。

(3) その他

非公開部分について、どのような悪影響があるか公開すること自体が、教育委員会の情報セキュリティ維持に支障を及ぼすことから、具体的な悪影響については明らかにできない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項及び第20条第1項本文並びに神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は審査請求人からの口頭意見及び実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 対策基準のすべてを非公開としたことについて

実施機関は、対策基準を公開することにより、教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号柱書に基づき、対策基準のすべてを非公開とした旨説明しているが、当審査会が確認したところ、対策基準に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、対策基準のすべてを非公開としなければ、教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを回避できないとは認められない。

(3) 条例第6条第1項該当性について

ア 他方、対策基準に含まれる情報について、その内容及び性質にかんがみれば、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことが可能であり、また、前記4(2)のとおり、実施機関からも対策基準に含まれる情報について、個別の非公開理由が示されていることから、条例第6条第1項の規定に基づく部分公開の当否について、以下、検討する。

イ 条例第5条第4号柱書該当性について

(ア) 条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、原処分において条例第5条第4号柱書該当とされた非公開情報である対策基準のうち、実施機関が別表1に掲げる情報の同号柱書該当性について、以下検討する。

- (イ) 当審査会が確認したところ、実施機関が別表1により条例第5条第4号柱書に該当すると説明する情報のうち、別表2に掲げる情報については、実施機関の情報セキュリティに関する情報について分類項目とその内容が記載されていることから、これらの情報を公開すると、仮に、外部の侵入者により侵入防止対策が突破された場合には、標的となる情報資産の検索が容易になる等外部の侵入者に対して標的となる情報資産に関する一定の手掛かりを与えることになり、重要情報の外部への漏洩を引き起こすおそれがあることが認められる。このことから、実施機関が保有する個人情報の保護を目的とした情報セキュリティ対策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

よって、別表2に掲げる情報については、同号柱書に該当すると判断する。

- (ウ) しかしながら、その余の情報については、実施機関が説明するような教育委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められないことから、条例第5条第4号柱書に該当しないと判断する。

ウ よって、対策基準のうち、別表2に掲げる情報以外の情報については、条例第6条第1項に基づき、部分公開することが妥当である。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に

当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

これを前提に本件を見ると、本件処分の理由付記は、非公開とした情報の適用条項を摘示するとともに、当該条項を適用するに至った具体的理由が必要最小限度は示されていると認められ、理由付記に不備があるとまでは言えないが、条例第5条第4号柱書にいう「支障」について、より具体的に記載されることが望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

対策基準に含まれる情報の個別の非公開理由		
該当ページ	該当箇所	非公開理由
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 行目 29 文字目から 34 文字目まで 	報告の方法を公開することで、外部の攻撃者に手掛かりを与える危険性がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13 行目 19 文字目から 23 文字目まで ・ 14 行目 ・ 表中第 2 欄第 2 項から同欄第 5 項のすべて ・ 22 行目 2 文字目から 23 行目まで ・ 24 行目 2 文字目から 27 行目まで ・ 28 行目 2 行目から 29 行目まで 	規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26 行目 4 文字目から 28 行目まで ・ 36 行目から 38 行目 20 文字目まで 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 行目 4 文字目から 13 行目まで ・ 14 行目 4 文字目から 16 行目まで ・ 17 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 18 行目 4 文字目から 21 行目まで ・ 22 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 23 行目 4 文字目から 24 行目まで ・ 26 行目 4 文字目から 29 行目まで ・ 30 行目 4 文字目から 31 行目まで ・ 32 行目 4 文字目から 35 行目まで ・ 36 行目 4 文字目から 38 行目まで 	管理区域の具体的な場所を推測される可能性があり、外部の攻撃者に手掛かりを与える可能性がある。

7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14行目 4文字目から29文字目まで ・ 21行目 16文字目から31文字目まで ・ 24行目 16文字目から25行目 7文字目まで 	規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35行目 4文字目から38行目まで 	具体的な場所について手掛かりを与えることにつながる。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13行目 2文字目から14行目まで 	パスワードの種類に関する規定であり、外部の攻撃者にパスワードについての手掛かりを与える危険性がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29行目 13文字目から28文字目まで 	規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19行目 35文字目から20行目 12文字目まで 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5行目 20文字目から6行目まで ・ 7行目 2文字目から12文字目まで 	県独自の基準であり、情報を守るための手法が記載されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11行目 1文字目から16文字目まで 	規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21行目 21文字目から22行目 20文字目まで ・ 29行目 9文字目から24文字目まで 	
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17行目 4文字目から19行目まで ・ 20行目 4文字目から21行目まで ・ 22行目 4文字目から23行目まで 	情報を守るための手法が記載されており、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25行目 4文字目から26行目まで 	実際の情報資産の取扱いについて記載があり、外部の攻撃者に手掛かりを与える危険性がある。

13	・ 29行目から30行目まで	コンピュータ管理者が攻撃されたり、コンピュータ管理者から情報を聞きだそうとする者が出る可能性がある。
	・ 32行目 4文字目から33行目まで	実際の情報資産の取扱いについて記載があり、外部の攻撃者に手掛かりを与える危険性がある。
	・ 38行目から39行目まで	コンピュータ管理者が攻撃されたり、コンピュータ管理者から情報を聞きだそうとする者が出る可能性がある。
14	・ 2行目 4文字目から3行目まで ・ 6行目 4文字目から7行目まで	教育委員会ネットワークに対する攻撃を助長するおそれがある。
	・ 9行目 4文字目から11行目まで ・ 18行目 4文字目から20行目まで	秘匿によりセキュリティが高まると考えられる。
15	・ 32行目 4文字目から34行目まで	ネットワーク管理者が攻撃されたり、ネットワーク管理者から情報を引き出そうとする者が出る可能性がある。
16	・ 14行目 4文字目から16行目まで ・ 17行目 4文字目から19行目まで ・ 20行目 4文字目から21行目まで ・ 22行目 4文字目から23行目まで ・ 24行目 4文字目から25行目まで	パスワードの管理方法が公開されることで、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。
	・ 27行目から28行目まで	外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。

16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 39行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 	<p>情報システム管理者に対する攻撃を助長しかねない。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 2 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 3 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 4 行目 4 文字目から 5 行目まで ・ 6 行目 4 文字目から 7 行目まで ・ 8 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 9 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 10 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 11 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 12 行目 4 文字目から 13 行目まで ・ 14 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 15 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 16 行目 4 文字目から 17 行目まで 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23 行目 15 文字目から 30 文字目まで 	<p>規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27 行目 4 文字目から 29 行目まで 	<p>脆弱性への対応についての情報が公開されることで、外部からの侵入を招くおそれがある。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目 4 文字目から 3 行目まで ・ 4 行目 4 文字目から 5 行目まで 	<p>情報資産の取扱いが明らかになり、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。</p>

18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7行目 4文字目から 8行目まで ・ 9行目 4文字目から 10行目まで ・ 11行目 4文字目から 12行目まで ・ 13行目 4文字目から 14行目まで 	データの管理方法が明らかになることで、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目 36文字目から 5行目 8文字目まで 	県独自の取組みであり、どのような場合にウイルス対策をするのかが公開されることで、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。
20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 33行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 34行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 35行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 36行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 37行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 38行目のうち 1文字目を除いた部分 	連絡先がピンポイントで外部からの攻撃対象となる可能性がある。
21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 2行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 3行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 4行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 5行目のうち 1文字目を除いた部分 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 10行目のうち 1文字目を除いた部分 ・ 11行目のうち 1文字目を除いた部分 	報告内容が公開されることで、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。

21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19行目 2 文字目から21行目まで ・ 22行目 2 文字目から23行目まで ・ 24行目 2 文字目から25行目まで ・ 26行目 2 文字目から27行目まで ・ 28行目のうち 1 文字目を除いた部分 	連絡先がピンポイントで外部からの攻撃対象となる可能性がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31行目のうち 1 文字目を除いた部分 ・ 32行目のうち 1 文字目を除いた部分 ・ 33行目 2 文字目から34行目まで ・ 35行目のうち 1 文字目を除いた部分 	どのような場合にネットワークを切断するのかが公開されることにより、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 38行目 2 文字目から39行目まで 	どのような場合にコンピュータ及び情報システムを停止するのかが公開されることにより、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。
22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目のうち 1 文字目を除いた部分 ・ 2 行目のうち 1 文字目を除いた部分 	情報資産の防衛方法や情報システムをどのようなときに停止するのかの記載がある。停止時を狙うなど、外部の攻撃者に一定の手掛かりを与える危険がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 行目 4 文字目から 6 行目まで ・ 7 行目 4 文字目から 8 行目まで ・ 9 行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 ・ 10行目 4 文字目から11行目まで ・ 12行目のうち 1 文字目から 3 文字目までを除く部分 	規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31行目 4 文字目から19文字目まで 	規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。
	34行目すべて	県独自の規定である。
23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24行目 7 文字目から24文字目まで 	規定を公開することで外部の攻撃者の侵入を招くおそれがある。

別表 2

本件行政文書における原処分妥当箇所一覧	
該当ページ	該当箇所
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13行目19文字目から23文字目まで ・ 14行目 ・ 表中第2欄第2項から同欄第5項のすべて ・ 22行目15文字目から25文字目まで ・ 24行目15文字目から20文字目まで ・ 26行目9文字目から14文字目まで ・ 28行目2文字目から7文字目まで
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26行目9文字目から19文字目まで ・ 36行目6文字目から14文字目まで
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5行目17文字目から25文字目まで
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14行目4文字目から9文字目まで ・ 21行目16文字目から24文字目まで ・ 24行目16文字目から25文字目まで
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29行目13文字目から21文字目まで
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19行目35文字目から20行目5文字目まで
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11行目1文字目から9文字目まで
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21行目21文字目から29文字目まで ・ 29行目9文字目から17文字目まで
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23行目15文字目から23文字目まで
22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 31行目4文字目から12文字目まで
23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24行目7文字目から17文字目まで

備考1 ページ番号は、ページ下に実際に振られたページ番号である。

備考2 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。（各ページ右上欄外の4文字の共通記載事項を除く。）

備考3 文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたものである。句読点、記号等の表記も1文字として数える。

備考4 空欄は、1文字として数えない。

備考5 表中の項は、行数に数えない。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 6 月 6 日	○ 諮問
10 月 25 日 (第 177 回部会)	○ 審議
11 月 14 日	○ 指名委員により審査請求人の意見及び 実施機関の職員から非公開等理由説明を 聴取 ○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規 定に基づき提出された資料を収受
11 月 29 日 (第 178 回部会)	○ 審議
12 月 20 日 (第 179 回部会)	○ 審議
平成 30 年 1 月 25 日 (第 180 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 2 月 14 日現在) (五十音順)